

## 保育所等保育施設・学童保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書

近年、保育施設で子どもの安全が脅かされる事故が繰り返し発生している。これらの事案では、単なる過失だけでなく、保育施設職員の人員不足による過酷な労働実態も問題視されていることから、保育施設を取り巻く各種制度の抜本的な改革が必要となっている。

特に、職員配置基準について、1歳児の基準は昭和42年以来変更されておらず、また、3歳児及び4・5歳児の基準は変更されることとなっているものの当分の間の経過措置が設けられる見込みであることから、1歳児の基準については早急な改善、3歳児及び4・5歳児の基準については早急な新基準の適用が求められている。

また、非正規雇用の職員が多い保育所等保育施設の職員に対しては、年収の低さが指摘されており、標準的な労働者の年収を確保できるよう処遇改善が求められている。

さらに、職員不足に対処するために、保育士や放課後児童支援員の声を十分に聴取し、ワーク・ライフ・バランスの改善やハラスメント対策を具体的に進める必要もある。

また、こども・子育て支援加速化プランの具体化に際しては、保育所等保育施設の運営に対する支援について、政府の責任において確実な財源措置を行うことが強く求められている。

以上のことから、国においては、子どもたちに安心・安全で質の高い保育を提供するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 保育所等保育施設の職員配置基準を改善するとともに、それに必要な財源を十分に確保すること。
- 2 保育所等保育施設・学童保育施設の職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するために十分な予算を措置すること。  
また、正規職員としての就労を希望する非正規雇用の職員の正規化及び非正規雇用の職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 3 保育所等保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を早急に策定・実施すること。
- 4 保育所等保育施設に対して、公立・私立に関わらず、十分な財源措置を行うこと。  
また、学童保育施設に関連する予算についても、職員配置基準の改善や施設・設備の充実に必要な額を充足する財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月14日

鳴門市議会